

エコファーマー実施計画の認定に係る事務等の運用について

(目的)

第1条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定うち、法第2条第4項第1号に規定された事業活動に取り組む実施計画（以下「エコファーマー実施計画」という。）の認定に係る事務等について、適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この運用において、エコファーマーとは、エコファーマー実施計画について、知事の認定を受けた農業者をいう。

(エコファーマー実施計画作成の指導等)

第3条 農業支援センター及び市町村は、エコファーマー実施計画の認定を受けようとする農業者に対し、エコファーマー実施計画の作成等に必要な指導・助言を積極的に行うものとする。

2 農業支援センターは、エコファーマー実施計画の作成に必要な土壌診断について、積極的に協力するものとする。

3 農業支援センター及び市町村は、エコファーマーに対し、認定を受けた計画（以下「エコファーマー認定計画」という。）の達成を促進するため、関係機関・団体等と連携し、必要な指導・助言を行うものとする。

(エコファーマー実施計画の認定申請)

第4条 夫婦や親子など、同一経営体内の複数の者が共同での認定を希望する場合は、共同で申請することができるものとする。

(エコファーマー実施計画の審査)

第5条 県は、エコファーマー実施計画の認定申請があったときは、別に定めるところにより審査会を設置し、その内容の審査を行うものとする。

2 審査会は、原則として、偶数月の最終週に開催し、当月の8日までに市町村から県へ提出があったエコファーマー実施計画を審査の対象とする。

(エコファーマー実施計画の再認定)

第6条 エコファーマー認定計画の実施期間が終了し、再度、エコファーマー実施計画の認定を受けようとする農業者は、原則として、実施期間終了の前月末日までに申請するものとする。

(留意事項)

第7条 エコファーマー実施計画の作成に当たっては、徳島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を参考とすること。

2 エコファーマーが経営移譲を行う場合、継承者は、エコファーマーとしての地位までも継承するものではないこと。

附則

この通知は、令和5年4月3日から施行する。